

ケース 8. 2 表：大西洋をはさんだ両地域における主要な合法化措置プログラムの要約

合法化政策は非正規滞在者を正規滞在者にするものである。しかし、国ごとに合法化政策の内容は異なるが、合法化は次なる合法化につながりやすい。そのため合法化に逡巡する国もいくつかある。

国名	合法化政策 実施時期	申請資格の条件	付与された許可証のタイプ	合法化された移民者と申請者の数
ベルギー	2000年 プログラム	申請資格：1999年10月1日以前よりベルギーに居住し、庇護申請が留保中であること。現在、人道的な観点から故国への帰国が難しいこと、病気が重くて送還できないこと、あるいは、6年以上続けて居住し過去5年の間に送還命令を受けていないこと。	長期滞在許可	扶養家族含む申請者数は5万2,000人
	1974年合法化	申請資格：ベルギー在住の労働者および労働者以外の人々を対象。1974年8月より1975年10月を申請期間とする。	滞在許可	滞在許可者7,448人 申請者8,420人
カナダ	1973年プログラム（プロジェクト97）	申請資格：1972年11月以前よりカナダに居住していること。雇用の継続と職歴を証明できること、カナダに家族とともに住んでいること。	長期滞在許可	推定5万人以上が合法化された
フランス	1997-98年 シュヴェーヌマン 法および正規化措置	申請資格：家族移民の合法化を目的とするので、非正規状態でフランスに住む移民とその家族が対象。移民は連続で7年以上フランスに家族とともに在住していることを証明できること、あるいは、5年以上連続でフランスに住み、現在雇用されており、申請者の家族がフランスに住んでいることを証明できること。	永住許可	合法化された者7万8,000人 申請者14万人
	1991年より数回	申請資格：1989年以前よりフランスに住み1989年1月1日までに難民申請をして拒否されたことがある（ただし、申請の結果がでるのは申請後3年以降であり、家族の場合は2年以降である）。そして最低2年以上働いたことを証明できること。	永住許可	合法化された者1万5,000人 申請者5万人
	1981-82年 大臣命令他 布告による	申請資格：1981年1月以前よりフランスに居住し、申請時に雇用されていることが証明できる、あるいは正規雇用を最低1年以上経験したもの（合法化措置は他の職業につく移民	永住許可	合法化された者12万1,000-13万人 申請者は15万人

ケース 8.2 表：大西洋をはさんだ両地域における主要な合法化措置プログラムの要約

	1973 年より数回	にも適用されるようになった)。 1973 年 6 月 13 日より数回。合法化により 1973 年 1 月 1 日以前よりフランスに居住する 4 万人の労働者の地位が合法化された。	永住許可	4 万人
ギリシャ	2001 年 合法化措置 (L.no.2919/2001)	申請資格：合法的に入国し、合法滞在許可失効後もギリシャに継続して滞在したことを証明できる者、あるいは、ギリシャで本法適用以前に正規雇用で 1 年かそれ以上従事したことを証明できる者。	10 年間居住後に 2 年間更新できる滞在許可 (10 年後には永住許可取得資格が発生する)	申請者 35 万 1,000 人 (GAO および OECD) 36 万 8,000 人の申請者があり、合法化されたものは 22 万 8,000 人との推計もある (Levinson)
	1997-98 年 ホワイトカードおよびグリーンカード支給に関する大統領令にもとづく合法化措置 (358/2997; 359/1997)	申請資格：第 1 手続きとして、合法化申請者はまず、6 カ月間滞在許可を認めるホワイトカードを申請すること。第 2 にグリーンカードを申請すること。グリーンカードは 5 年間の労働許可が得られる。グリーンカード申請者は 1998 年 1 月より正規雇用で就く予定であることを証明できること。	6 カ月滞在許可条件付きホワイトカード 1-5 年の更新可能な労働許可と滞在許可付きのホワイトカード	37 万 1,000 人がホワイトカードを取得 (GAO および OECD)。他に 22 万 8,000 人の申請者があり、グリーンカードを取得したのは 22 万人との推計もある (Levinson)
イタリア	2002 年ボッシ = フィニ法 (L.189/2002)	申請資格：継続的に雇用されていたことが証明できると同時に、最低 3 カ月分の社会保障費を支払っていること。	更新可能な 1 年滞在許可	合法化された者約 63 万 5,000 人。申請者は 2004 年初頭時点で 70 万人
	1998 年 トルコ = ナポリターノ法 (L.40/1998)	申請資格：1998 年 3 月 27 日以前よりイタリアに居住し、居住を証明できることに加えて、給与に対し源泉徴収が行われていること。	短期滞在許可	21 万 7,000 人が合法化
	1995 年 政令による (L.486/1995)	申請資格：イタリアに居住していること、過去 6 カ月は雇用されていたこと、あるいは雇用契約がなされたこと。加えて、3 カ月分の社会保障費を支払っていること。	1 年ないし 2 年間の更新可能な労働許可	約 24 万 5,000 人が許可証取得
	1990 年 マルテリ法 (L.39/90)	申請資格：労働者と学生で 1989 年 12 月 31 日以前よりイタリアに居住していること。	2 年間の更新可能な労働許可	約 21 万 7,000 人が許可証を取得
	1986 年 合法化措置 (L.943/86)	申請資格：申請書は 1987 年 1 月 27 日までにイタリアで提出することができること、そしてスポンサーとなれる雇用者がいること。	短期滞在労働許可	約 11 万 9,000 人が滞在許可を取得
ルクセンブルク	2001 年 合法化措置	申請資格：1998 年 7 月 1 日以前よりルクセンブルクに居住していたか、あるいは 2000 年 1 月 1 日以前に雇	継続的な雇用を証明できれば延長可能な短期滞	2,894 人の申請者 (主に旧ユーゴスラヴィ

ケース 8.2 表：大西洋をはさんだ両地域における主要な合法化措置プログラムの要約

		用されていた移民で、2001年1月1日以前に難民として到着した者。	在ヴィザ	アからの移民)のなかで 1,554人の申請が採用され、2002年12月31日までに 1,839人が合法化可能との回答を得る (Levinson)
オランダ	1979年「過渡的正規化措置」 1975年合法化措置	申請資格:1978年1月1日から1979年11月1日の間、雇用を中断することなく継続した外国人。 1974年11月1日以前より居住し、継続的に雇用されていた者。	滞在・労働許可 永住許可	1,800人の労働者 1万8,000人の申請者中合法化された者は1万5,000人
ポルトガル	2004年合法化措置 布告/法(2001年4月)による合法化 1996年合法化措置 1992-93年合法化措置	申請資格:本法律(34/2003)が施行されるまでの最低90日の間、社会保障費および税を支払った移民。 申請資格:継続的に居住し労働許可証を所有している者。 申請資格:雇用されていること、ポルトガル語に関する基礎的知識があることを証明できること、現在居住していること、犯罪を犯していないこと、ポルトガル語圏諸国よりの国民の申請要件は、1995年12月31日以後ポルトガルに居住し続けていることを要件とする。それ以外の国からの国民は1995年3月25日以後居住していること。 申請資格:1992年4月15日以前よりポルトガル領土内に居住していること。	在留許可 4回まで更新可能な在留許可(5年後に永住許可申請資格を得られる) 短期滞在許可 短期滞在および労働許可	3,000人が合法化(OECD) 約17万9,000人に許可証が交付された GAOとOECDは約2万2,000人の移民が合法化されたとするが、レヴィンソンによると3万5,000人の申請者中3万1,000人の合法化が行われた。カルロス・マルケスとペドロ・ゴイスによると3万5,000人 推計8万人の申請者に対して(Levinson)、約3万9,000人が許可を得ている
スペイン	2005年「正規化措置」布告	申請資格:2004年8月7日以前に居住地の自治体に登録していることが証明できること、申請時まで継続的に居住していること、雇用証明書を提示できること、犯罪を犯していないこと。雇用者が申請者の社会保障費を支払っていることを証明できること、過去12カ月の間に移民法違	更新可能な1年間の滞在許可	54万9,000人が合法化された

ケース 8.2 表：大西洋をはさんだ両地域における主要な合法化措置プログラムの要約

	<p>2000年 移民法による 2000年と2001年 の合法化措置</p> <p>1996年国王布告 による合法化措置</p> <p>1991年 合法化措置</p> <p>1985年外国人の 自由と権利に関する法 にもとづく合法化措置</p>	<p>反を犯していないこと、労働法に違反したり、従業員の人権を侵害していないこと。</p> <p>2001年措置の申請資格：2001年1月23日以前よりスペインに居住していること、雇用を証明できること、スペイン国民あるいは外国人と結婚していること、犯罪を犯していないこと。</p> <p>2000年措置の申請資格：1999年6月1日以前よりスペインに居住していること、過去3年間の在留許可を得ていること、1996年1月以前よりスペインで家族とともに暮らしていること。</p> <p>申請資格：1996年1月1日以前に雇用されていたこと、1996年5月以降に滞在許可を得ていること、申請者の家族が、1996年1月以前よりスペイン領に住んでいること。</p> <p>申請資格：1991年5月15日より居住し労働している者、あるいは庇護申請をして却下されたか、保留状態にある者。</p> <p>申請資格：現在雇用されている、あるいは雇用予定であり、1985年7月24日以前よりスペイン在住の者。</p>	<p>更新可能な1年間の在留許可</p> <p>更新可能な1年間の滞在・労働許可</p> <p>5年間の滞在許可</p> <p>3年間の滞在許可</p> <p>更新可能な1年の滞在許可</p>	<p>約24万人に許可証が交付される</p> <p>約16万4,000人が許可証を得る</p> <p>レヴィンソンによると最大2万5,000人の申請者中、2万1,000人以上が許可を受ける</p> <p>13万5,000人の申請者のなかから11万人が許可を受ける</p> <p>4万4,000人の申請者があり、レヴィンソンによると2万3,000人が許可を受けている</p>
スイス	2000年 合法化措置	申請資格：1992年12月31日以前に入国したスリランカからの難民申請者であり、庇護申請を却下されたものの、帰国できず居住している者。		1万5,200人が合法化(OECD)
英国	1998年 家事労働者正規化 措置による合法化	申請資格：1998年7月23日以前に英国に入国し、現在雇用されている者、有効なパスポートを所持し、自立的な生活をしていることを証明できる者。	1年間の短期滞在許可	1999年現在で200人が許可(Levinson)
	1977年 恩赦の実施	申請資格：英連邦諸国民およびパキスタン人であること、1973年以前に英国に移民審査官をめぐって不正に入国した者。	永住許可	申請者641人中許可者462人
	1974年 恩赦の実施	申請資格：英連邦諸国民およびパキスタン人で、1968年3月9日から1973年1月1日の間に英国に入国し	永住許可	2,430人の申請者中、1,809人が許可

ケース 8.2 表：大西洋をはさんだ両地域における主要な合法化措置プログラムの要約

		た者、あるいは 1968 年 3 月 9 日以前に移民局による入国不許可にもかかわらず、入国した者。		
アメリカ	2000 年 合法移民およびその家族の公正法 (LIFE) による合法化措置	申請資格：外国人でアメリカに 1982 年 1 月 1 日以前に入国した者で、1988 年 5 月 4 日まで継続的にアメリカに居住した者。申請者は 1986 年 11 月 6 日より 1988 年 5 月 4 日までアメリカに確かに滞在した者であること。	永住許可	40 万人が許可を受ける (OECD)
	1997-98 年 NACARA および HRIF プログラムにもとづく合法化措置	申請資格：ニカラグア、キューバ、ハイチ人であること。	永住許可	40 万 5,000 人がニカラグア人地位変更および中央アメリカ人救済法とハイチ難民公正法により正規化された (OECD)
	1986 年 移民改革・入国管理法 (IRCA) による恩赦の実施	申請資格：I-687 プログラムへの申請者は、1982 年 1 月 1 日以前より継続的にアメリカに居住していることを証明できること、特別農業労働者プログラム (SAW) に申請する者は、1986 年 5 月 1 日以前より 90 日間アメリカに居住し働いていたことを証明できること。	永住許可	1989 年と 1996 年の間に 268 万 4,900 人が移民改革・入国管理法 (IRCA) のもとで恩赦を受けている。I-687 プログラムへの申請者 170 万人中 160 万人が恩赦を受けている。特別農業労働者プログラムへの申請者 130 万人中 110 万人が恩赦を受けている

【参照資料】

このリストは完全なものではないが、1970 年代初頭より大西洋諸国で行われた合法化措置の概略を知るには十分である。本表の記事は、OECD (2006)、アメリカ政府説明責任局 (GAO, 2006)、レヴィンソン (Levinson, 2005) による貴重な研究や信頼度の高いデブルッカー (De Bruycker, 2000) などによる貴重な研究報告などから収集したが、合法化申請者の数や許可を受けたものの数については、報告書ごとに違うので、報告書を比較したうえで数字を利用してほしい。

【参照文献】

De Bruycker, P. (ed.) (2000) *Regularisations of Illegal Immigrants in the European Union* (Belgium: Bruylant).

ケース 8.2 表：大西洋をはさんだ両地域における主要な合法化措置プログラムの要約

GAO (2006) *Foreign Workers – Information on Selected Countries Experiences*

(Washington, DC: US Governmental Accountability Office).

Levinson, A. (2005) *The Regularisation of Unauthorized Migrants: Literature Survey*

and Case Studies (Oxford: Centre on Migration, Policy and Society).

OECD (2006) *International Migration Outlook: Annual Report 2006* (Paris:

Organisation for Economic Co-operation and Development).